

公益社団法人鳥取県西部医師会 裁定委員会規則

(目的)

第1条 定款第55条の規定に基づき、裁定委員会に関し必要な事項を定める。

(委員長及び副委員長)

第2条 裁定委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は裁定委員会を代表し、裁定委員会の業務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(開催)

第4条 裁定委員会の会議は、会長から定款第53条に規定する身分に関する裁定、または定款第53条に規定する紛議に関する調停について付託があった都度開催する。

(招集)

第5条 会議は委員長が招集する。

2 委員長は会議を招集するには、委員に対し会議の目的たる事項並びに会議の日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第6条 会議の議長は委員長がこれにあたる。

(委員会の定足数及び議決数)

第7条 裁定委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

2 会議の議事は出席委員の4分の3以上の同意をもって決定する。

(表決の委任)

第8条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の委員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の非公開及び秘密の保持)

第9条 会議は非公開とする。

2 委員及び会議に出席した当事者、参考人その他関係者は、その会議において知り得た他人の秘密に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

(委員会への付託手続)

第10条 会長は、第4条の規定により裁定委員会の会議の開催を依頼するときは、次に掲げる事項を記した書類を委員長に提出しなければならない。

- (1) 争訟の当事者
- (2) 争訟の概要
- (3) 立証書類
- (4) その他委員長が必要と認める書類

(当事者等の意見陳述)

第11条 争訟の当事者は裁定委員会に出席して意見を述べることができる。

2 裁定委員会が必要と認めたときは、参考人その他関係者に出席を求め意見を聴取することができる。

(議決の通知)

第12条 委員長は、当該案件について裁定または調停の議決があったときは、その審議の経過及び議決の結果並びにその理由を書面により会長に報告しなければならない。

(異議の申立て)

第13条 定款第11条第3項または第4項による議決、定款第53条第1項第1号または第3号による裁定、または定款第54条による調停に異議のある場合には、その通知を受け取った日から30日以内に公益社団法人鳥取県医師会会長に裁定または調停を申請することができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、裁定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(規則の改正)

第15条 この規則を改正しようとするときは、代議員会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は平成25年6月26日から施行する。